

1 知多市都市計画マスタープランとは

知多市都市計画マスタープラン(以下「本計画」とします。)は、都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」となるものであり、知多市(以下「本市」とします。)の都市構造の将来ビジョンやその実現に向けた土地利用を始めとする都市づくりの方針を明らかにするもので、本市の都市計画に関する総合的な指針としての役割を果たすものです。

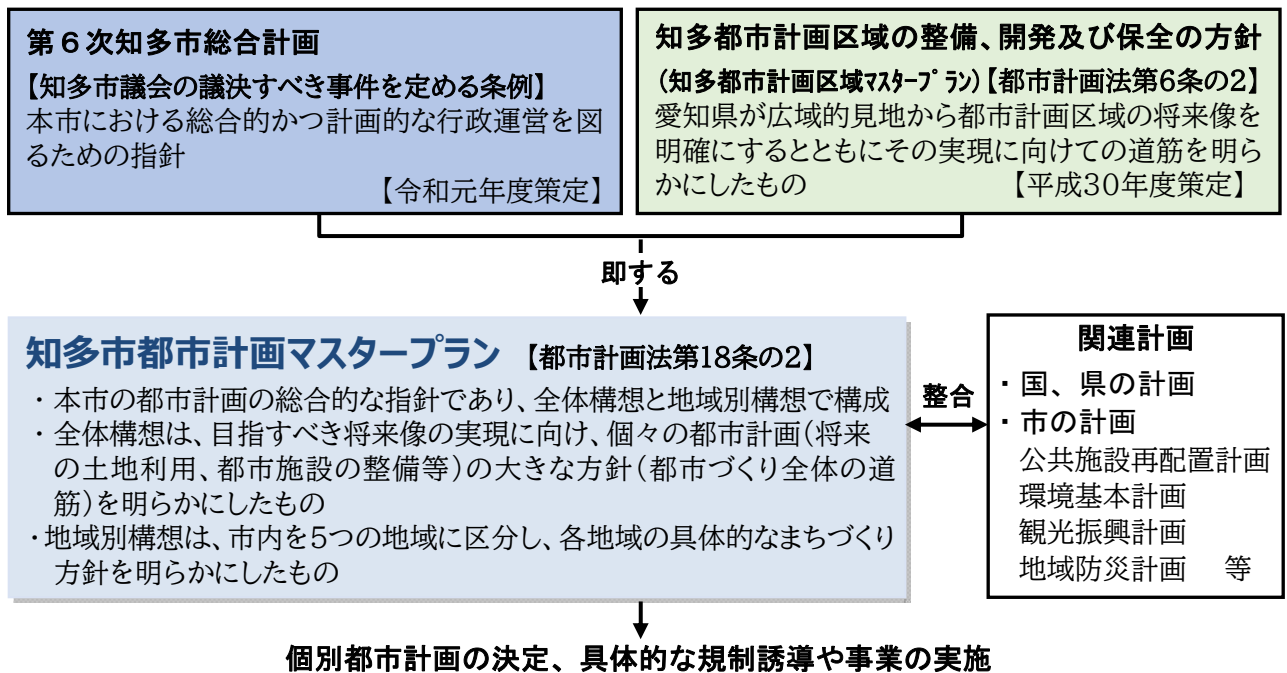
2 策定の背景

本市では平成8(1996)年9月に最初の知多市都市計画マスタープラン、平成23(2011)年3月に前計画である第2次知多市都市計画マスタープランを策定し、これに基づき都市計画を進めてきましたが、この期間の中で本格的な人口減少、超高齢社会に突入する等、都市計画を取り巻く状況は変化してきました。こうした状況の変化に対応しつつ、今後も本市の発展を図るため、前計画の計画期間が完了するタイミングで本計画を策定することとしました。

3 法体系における位置付け

本計画は、以下に示すように、上位計画である愛知県が策定する「知多都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「知多都市計画区域マスタープラン」とします。))」、本市の最上位計画である「第6次知多市総合計画」に即し定めます。

計画の位置付け



4 目標年次

本計画は、概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、概ね10年後の目標を示すため、上位計画である第6次知多市総合計画及び知多都市計画区域マスタープランの計画期間と合わせ、目標年次を令和12(2030)年とします。

5 計画の構成

本計画は、「上位関連計画」「知多市の現況特性」「都市づくりの課題の整理」「全体構想」「地域別構想」「計画の実現に向けて」で構成します。

「上位関連計画」では、本計画の上位計画である第6次知多市総合計画及び知多都市計画区域マスタープランを整理するとともに、社会経済情勢に対応する国・県の都市づくりに関する計画を整理することで、都市づくりの視点及び方向性を整理しています。

「知多市の現況特性」では、人口や土地利用等の本市の都市計画に関わる現状や、平成30(2018)年に実施したアンケート結果を基に都市づくりに関わる市民ニーズを整理しています。

「都市づくりの課題の整理」では、「上位関連計画」で整理した都市づくりの視点及び方向性の観点から、「知多市の現況特性」を強みと弱みに分類した上で、都市づくりの課題を整理しました。

「全体構想」では、都市づくりの目標や将来都市構造等の実現に向け、土地利用や都市施設の整備等、都市づくりの大きな方針(都市づくりの全体の道筋)を示しています。

「地域別構想」では、本市を北部地域、東部地域、中部地域、南部地域及び臨海地域の5地域に区分し、各地域のまちづくりの基本目標や具体的なまちづくりの方針を示しています。

「計画の実現に向けて」では、本計画を実現・推進するための方策を示すとともに、計画の進捗を管理するための指標を整理しています。

